上田市スポーツ推進審議会について

根拠法令

1 スポーツ基本法

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に 関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の 合議制の機関を置くことができる。

2 上田市スポーツ推進審議会条例(条例第87号)

(設置)

第1条 スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第31条の規定により、スポーツ の推進に関する重要事項について調査審議するため、上田市スポーツ推進審議会 (以 下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項 について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内を持って組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、 市長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。
 - 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が終了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月6日から施行する。